

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団浩養会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県多治見市大畑町大洞39番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成8年3月19日

(4) 設立登記年月日 平成8年4月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	藤城 敏高	
理 事	牛込 裕代	
同	原田 明生	
同	伊藤 淳樹	介護老人保健施設メモリアル光陽管理者
同	牛込 秀隆	
監 事	横田 集一	
同	渡邊 一弘	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
介護老人保健施設	メモリアル光陽	2 1 5 1 1 8 0 0 1 1	岐阜県多治見市大畑町大洞 39 番地の 1	入所定員 1 0 0 名 通所定員 2 2 名

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
浩養会居宅介護支援事業所	岐阜県多治見市大畑町大洞 39 番地の 1	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 0 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 2 4 日 令和 8 年度の収支予算案の承認

〃 理事長、理事、監事の選任

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 26-3

法人名 医療法人社団浩養会
所在地 多治見大畑町大洞39番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	401,255 千円
2. 負 債 額	104,796 千円
3. 純 資 産 額	296,459 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	172,270
B 固 定 資 産	228,985
C 資 産 合 計 (A+B)	401,255
D 負 債 合 計	104,796
E 純 資 産 (C-D)	296,459

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 3 (旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 浩養会

※医療法人整理番号

所在地 多治見市大畑町大洞39番地の1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	172,270	I 流 動 負 債	43,876
現金及び預金	92,932	短期借入金	14,480
事業未収金	77,536	未払費用	16,227
たな卸資産	951	未払法人税等	3,893
その他の流動資産	851	職員預かり金	1,276
		賞与引当金	8,000
II 固 定 資 産	228,985	II 固 定 負 債	60,920
1 有 形 固 定 資 産	223,355	長期借入金	24,800
建物	201,450	退職給付付引当金	36,120
構築物	344		
医療用器械備品	10,080	負債合計	104,796
その他の器械備品	10,510		
車両及び船舶	971		
		純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	3,983	科 目	金 額
ソフトウェア	3,605	I 資 本 金	50,000
電話加入権	378	II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	246,459
3 その他の資産	1,647		
出 資 金	20	純 資 産 合 計	296,459
長期前払費用	1,627	負債・純資産合計	401,255
資 産 合 計	401,255		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式26-2-1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団浩養会

※医療法人整理番号

所在地 多治見市大畑町大洞39番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		545,655
2 事業費用		
(1)事業費	505,011	
(2)本部費	24,252	529,263
本来業務事業利益		16,392
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		21,702
2 事業費用		13,200
附帯業務事業利益		8,502
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		24,894
II 事業外収益		
受取利息	83	
その他の事業外収益	8,566	8,649
III 事業外費用		
支払利息	581	
その他の事業外費用		581
経常利益		32,962
IV 特別利益		
その他の特別利益	450	450
V 特別損失		
役員退職慰労金	196	
その他の特別損失	460	656
税引前当期純利益		32,756
法人税・住民税及び事業税	9,082	9,082
法人税等調整額		
当期純利益		23,674

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団浩養会

理事長 藤城 敏高 殿

私たちは、医療法人社団浩養会の令和 7 会計年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 20 日

医療法人社団浩養会

監事 横田 集一

監事 渡邊 一弘